

取締役会の書面決議と 定款変更

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 18

【要約】

平成 17 年（2005 年）6 月 29 日に「会社法」が成立し、同年 7 月 26 日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

取締役会の書面決議は、会社法で初めて可能となる。

会社法はまだ施行されていないが、この取締役会の書面決議を採用すべく、定款変更を行った会社が存在する。

1. 会社法施行に向けての定款変更事例

会社法が今年（平成 18 年）5 月に施行される予定である。

現段階で、会社法の施行を見越して、会社法で初めて可能となる事項につき定款変更を行っている会社が存在する。「資料版/商事法務」^{（注1）}によれば、次の通りである。

会社名	株主総会開催日	主な定款変更事項（会社法関連）
ファーストリテイリング（9983）	平成 17 年（2005 年） 11 月 24 日	・ 取締役会の書面決議 ・ 社外監査役の責任限定契約
トウアバルブグループ本社（6466）	平成 17 年（2005 年） 12 月 22 日	・ 取締役会の書面決議

（注 1）「資料版/商事法務」（商事法務）の No.261（2005 年 12 月号）と No.262（2006 年 1 月号）参照。

なお、定款変更決議時点では、会社法は施行されていないので、会社法の施行を条件として変更を行っている。



2 . 取締役会の書面決議

現行法では、取締役会で決議をするためには、実際に会議を開催しなければならないとされている(注2)。

(注2)ただし、テレビ会議方式や電話会議方式は、解釈上認められている。

会社法では、会議を実際に開催しなくても、取締役会決議があるとする制度が認められた。いわゆる「取締役会の書面決議」(注3)が一定の要件の下、みとめられた(会社法 370 条)。

(注3)「取締役会決議の省略」と呼ばれることもある。例えば、相澤哲(法務省大臣官房参事官)他「新会社法の解説(8)『株主総会以外の機関〔上〕』」(旬刊商事法務 No.1744 (2005.10.5) 87~104 ページ、特に 103 ページ)参照。

会社法で認められた「取締役会の書面決議」とは、以下の要件をみたした場合、現に会議を開催しなくても、取締役会決議があったものとみなされるとする制度である(注4)。

定款の定め

取締役会決議の目的事項について、**書面又は電磁的方法による各取締役の同意**があること

業務監査権限を有する監査役が設置されている場合にあつては、**各監査役が**、取締役会決議の目的事項について**特に異議を述べない**こと

(注4)なお以下のレポート参照。

- ・「取締役会議事録と取締役会の書面決議～会社法関連省令シリーズ - 8」(横山淳、2006.2.21 作成)